(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の規定に基づき、市職員(一般の職員、再任用職員、嘱託職員、臨時職員、非常勤職員のすべてをいう。以下同じ。)が知り得た行政運営上の法令違反行為等に関して行われる公益通報について必要な事項を定めるとともに、公益通報があった場合に市がとるべき措置を定め、もって法令違反等を防止し、又は損失を最小限に抑え、公正な職務の遂行及び公務に対する市民の信頼を確保し、透明で適法かつ公正な市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「公益通報」とは、当該通報者が不正の利益を得る目的、他人 に損害を加える目的その他の不正な目的でなく、次条に定める公益通報の対象となる事実 (次項において「通報対象事実」という。)が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、 通報窓口に通報することをいう。
- 2 この要綱において「内部通報」とは、市職員が市又は市職員に関する通報対象事実に ついての公益通報を行うことをいう。
- 3 この要綱において「外部通報」とは、市職員以外の者が法第2条第1項に定める公益 通報を市に対して行うことをいう。

(通報対象事実)

- 第3条 市の職員の職務に関し、次に掲げる法令違反等の事実が生じ、又は生じようとしているものと認めるときは、市に公益通報をすることができる。
 - (1) 法令(条例、規則及びその他の規程を含む。)に違反し、又は違反するおそれがある事実
 - (2) 市民の生命、身体又は財産の保護及び利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保等に重大な影響を与え、又は与えるようなおそれがある事実
 - (3) 前 2 号に定めるもののほか、公益を害し、又は害するおそれがある事実 (内部通報する者の責務)
- 第4条 内部通報を行おうとする職員(以下「通報者」という。)は、他人の正当な利益又は 公共の利益を害することのないよう努めなければならない。
- 2 通報者は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることを認めるに足りる根拠に基づき、誠実に行うよう努めなければならない。

(通報内容等)

- 第5条 通報者は、次に掲げる事項を通報するものとする。
 - (1) 通報対象事実の発生の時期及び場所
 - (2) 当該職員の所属及び氏名

- (3) 通報対象事実の内容
- (4) 証拠の状況
- 2 前項の規定により、公益通報をする場合は、公益通報書(別記第1号様式)を用い、 封書、電子メール、電話、面談又はファックスにより行うものとする。

(通報窓口及び相談窓口)

- 第6条 市長は、公益通報を受け付けるため、総務部総務課に通報窓口を置く。
- 2 通報窓口は、公益通報を受け付けるほか、公益通報を行おうとする者が通報を行うことを検討する場合に当該行為が公益通報に該当するかどうか、手続きの方法等の相談に 応じるものとする。

(内部通報の受付)

- 第7条 総務課は、内部通報者からの通報を受け付けた場合は、当該内部通報者の秘密保持に配慮し、氏名及び連絡先並びに当該内部通報の対象となる事実を把握するとともに、 当該内部通報者に対する不利益な取り扱いのないこと、及び秘密は保持される旨を当該 内部通報者に対し説明するものとする。
- 2 総務課は、前項の場合において、内部通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、当該内部通報者に対し遅滞なく、公益通報の要件審査結果について、公益通報の要件審査結果通知書(別記第2号様式)により通知しなければならない。

(内部通報に係る調査の実施)

- 第8条 総務課は、内部通報を受理した場合は、必要な調査を行うものとする。
- 2 総務課は、調査の実施に当たっては、内部通報者の秘密を守るため、当該内部通報者 が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行 うものとする。
- 3 総務課は、内部通報者に対し、利害関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、調査の進捗状況について、適宜連絡するとともに、調査結果を速やかに取りまとめ、その結果を遅滞なく連絡するよう努めるものとする。
- 4 総務課は、必要があると認めるときは、内部通報の対象となった事実に関し処分等の 権限を有する者若しくは内部通報に係る職員等を監督する責務を負う者又は内部通報の 対象となった事実に係る職員から事情を聴くことができる。

(内部通報の調査結果に基づく措置の実施等)

- 第9条 総務課は、調査の結果、法令に違反する行為が明らかになったときは、速やかに 当該内部通報の対象となった事実に係る担当部局(以下「通報対象部局」という。)の長 に対し、是正措置又は再発防止策(以下「是正措置等」という。)を講じるよう指示する ものとする。
- 2 通報対象部局の長は、総務課から是正措置等の指示を受けたときは、速やかにその是 正措置等を講じ、その結果を「公益通報処理報告書」(別記第3号様式)により、総務課

に報告するものとする。

(内部通報者への是正措置等の通知)

第10条 総務課長は、当該内部通報に係る是正措置等を講じたときは、その内容を利害 関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、内部通報者に対し遅滞なく、 公益通報是正措置等結果報告書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(内部通報に係る是正措置等の実効性評価)

第11条 総務課は、内部通報の処理終了後の適切な時期に、是正措置等が市において十分に機能していることを検証し、必要があると認めるときは、新たな是正措置等その他の改善を行うよう努めるものとする。

(内部通報者の保護)

- 第12条 市は、内部通報者又は相談者に対し、内部通報又は相談したことを理由として 不利益な取扱いをしないものとする。
- 2 総務課は、内部通報又は相談したことを理由として不利益な取扱い等を行った者があるときは、当該不利益な取扱い等を行った者に対し、適切な措置をとるものとする。 正当な理由なく、内部通報又は相談に関する秘密を漏らした職員についても、同様とする。

(内部通報者のフォローアップ)

第13条 総務課は、内部通報の処理終了後、内部通報者に対し、内部通報又は相談した ことを理由とした不利益な取り扱い、職場内での嫌がらせ等が行われていないかを適宜 確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行うものとする。

(内部通報者に係る救済制度の周知)

第14条 総務課は、内部通報又は相談したことを理由とした不利益な取扱いについて、職員が不利益な取扱いの内容等に応じて、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第49条の2に規定する公平委員会に対する不利益処分についての不服申立て、同法第46条に規定する勤務条件に関する措置の要求、苦情相談制度等を利用することができる旨を周知するものとする。

(職員等への周知)

第15条 総務課は、研修の実施、説明会の開催その他の適切な方法により、内部通報窓口及び内部通報処理の仕組み等について、市職員に対し周知するものとする。

(外部通報)

- 第16条 外部通報に係る処理は、内部通報の処理の例による。
- 2 市が通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない外部通報があった場合は、総務課は当該外部通報者に対し、当該外部通報に係る通報対象事実について処分 又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(公益通報関連資料の管理)

第17条 市は、公益通報の処理に係る記録及び関係資料は、5年保存とし、通報者の秘

密の保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

(所管)

第18条 公益通報に関する事務は、総務課が所管する。

(公表)

第19条 市長は、公益通報に関し必要と認める事項を、適宜公表するものとする。

附則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

別記	第1	号様記	弌 (貧	第5多	条関係)					
					公	益	通	報	書	
作	成	年 月	日	*		年	月	日		
氏			名	*						
所			属	*						
連		絡	先	*						
連	絡	方	法	*					その他 (その他 ()
調	査結	果のi	通知	*	□ 希望	する		希望し	ない	
	*	①通	報対	象事	 実は (生じ	ている	生じよ	うとして	こいる・その他())
	*	②通	報対	象事	実について	こ (いつ	、どこで	、何が、	どのように生じましたな	j.)
具										
体										
的	*	3通	報対	象事	 実を知った	上経緯				
Н.										
内										
容		4備	考							

(備考) 通報者が**太枠内を記入**のうえ総務課へ提出してください。(**「※印」は必須記入事項**であり、 記入がない場合には公益通報とはみなさないことがあります。ただし、やむを得ず記入がで きない事由がある場合には総務課へご相談ください。)

日 受付担当者

))・□ 無)

※ 証拠書類 □ 有(書面・フロッピー・その他(

月

年

受付年月日

中総総第号年月日

(通報者) 様

中間市長

公益通報の要件審査結果通知書

平成 年 月 日に通報された次の件に係る用件審査の結果について、次のとおり通知します。

記

件名	
要件審査の結果	 □ 公益通報者保護法に基づく公益通報に該当しますので、今後、調査を行い、調査結果をご連絡致します。 □ 公益通報者保護法に基づく公益通報に該当しません。 該当しない理由

別記第3号様式(第9条関係)

 中
 第
 号

 年
 月
 日

中間市長様

(通報対象部局長)

公益通報処理報告書

次の通報について、是正措置等の結果を報告します。

記

件 名		
是正措置の結果		

中総総第号年月日

(通報者) 様

中間市長

公益通報是正措置等結果報告書

次の通報について、調査及び是正措置等の結果を報告します。

記

件	名				
	受び	Ę.			